

MS200-2010 改2 改定案に対するパブリックコメント及び処置

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	JICQA	2.1		Q	15.2.1 e)を追加したことにより、2.1に IAF MD7:2010 を追加してはいかがですか。	引用文書に、「IAF MD 7:2010 IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies」を追加する	×: MS200-2010 改2 発行と同時期に、IAF MD 7:2010 を翻訳した JAB 文書を参考文書「N501-2010」として発行致します。2.6(関連文書)には、発行予定文書を引用する予定です。
2	JICQA	15.2.1 e)	1-2	E	例示及び JIS Q 17011 の条項がないと、非常にわかりにくい。	「e) 適合性評価機関を認定するために用いられる基準 (例えば、 <u>ISO/IEC 17025、ISO 15189</u>) を用いて、適合性評価サービスを提供している場合 【4.3.6】 」など、下線部を追記する。	①例示 ×: 該当部分は、マネジメントシステム認証機関のみならず、要員認証機関、製品認証機関に対する認定の手順に共通の記載となっています。従って、関連する基準類を列挙することは困難です。 また、ISO/IEC17025 や ISO15189 などの基準はなじみが薄く、例示しても理解しにくいのではないかと予測されます。 JIS Q 17011 の条項 ×: 15.2.1 は一時停止の対象となる認証機関の行為について書かれています。一方、JIS Q 17011 は認定機関に対する要求事項であり、当該箇所

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
							に JIS Q 17011 4.3.6 を引用することは、かえって誤解を招く恐れがあります。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。